# 65歲以上の公的年金の受給者で、個人住民税 (町県民税) を納税されている方に大事をお知らせです

## 平成21年10月支給分より 個人住民税(町県民税)の公的年金からの 特別徴収(引き落とし) が開始されます。

地方税法の改正により、公的年金に係る所得に対する個人住民税の納付方法が変わります。 これは高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されており、高齢者 である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、全 国的に平成21年10月分より個人住民税の公的年金からの特別徴収(引き落とし)制度を導入するも のです。

公的年金を受給されていて、個人住民税の納税義務のある方は、現在、役場・金融機関等の窓口にて お支払、または口座振替をご利用いただいておりますが、今回の制度導入により、公的年金から特別徴収(引き落とし)されることとなります。これによる税負担の変化はありません。

#### ■対象者 ・・・65歳以上の公的年金等の受給者

当該年度の4月1日に老齢基礎年金等を受けている65歳以上で、公的年金等にかかる住民税の納税 義務のある人です。

ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。

- (1) 介護保険料の特別徴収がされていない場合
- (2) 介護保険の特別徴収対象年金が遺族年金、障害年金である場合
- (3) 老齢基礎年金の給付額の年額が18万円未満である場合
- (4) 当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金の給付額の年額を超える場合
- (5) 対象となる年金から、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料又は国民健康保険税を控除した 後の額が、個人住民税の年税額より少ない場合

#### ■対象となる年金の種類

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などで、介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康 保険税が特別徴収されている年金と同じものです。

複数の年金を受給されている場合は、必ずしも受給金額の多い年金から優先するわけではなく、年金 支払者及び種類によって優先順位が決められています。

### ■実施される時期

平成21年10月支給分の公的年金からです。

#### ■納付額

平成21年6月に送付しました、「平成21年度 町県民税納税通知書兼特別徴収開始通知書」に記載されているとおりです。

